

第六十八号議案

東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例

東京都貸切自動車条例（昭和三十九年東京都条例第百八号）の一部を次のように改正する。
第四条の三中「八分」を「一割」に改める。

附 則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

（提案理由）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）等の施行に伴い、旅客運賃及び料金の加算額に係る規定を改める必要がある。